

全建事発第 141 号
令和 4 年 2 月 1 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

施工体系図等の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省よりデジタル技術の活用による効率化や建設業の働き方改革等の観点から、施工体系図のほか以下の法律に規定する標識等の掲示に関して、デジタルサイネージ等 I C T 機器を活用した掲示についても、一定の要件を満たす場合においては、書面による掲示と同等の役割を果たし、掲示義務を果たすものとの見解が示されました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

以 上

(担当) 事業部 沖村
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp